

- (1) 勞資共特異ノ行動ナシ
- (2) 交渉状況

A. 五日午後五時廿分ヨリ會社事務所ニ於テ
 事業主側伊勢久雄外三名
 勞働者側高山久藏野村十五名
 ト會見シ

事業主側ヨリ別記(一)ノ
 答案ヲ提示シ之ハ最後案ナ
 ルヲ以テ無條件承認セザレバ工場閉鎖ヲ為スノ外ナシト
 言明シタル為

勞働者側ハ之ハ威迫モ甚レト憤慨退席シ不調ニ終レリ
 B. 其ノ後社員古賀福藏解決策ニ付斡旋シ之ヲ解決スル為
 事業主側ニテ別記(二)ノ如ク給與規定
 如ク妥協成立シ七日午後七時解決ニ至リ
 及申(通)教候也
 是レ尚別記(三)ノ

會社側ノ回答案

- 一 労働組合ヲ公認スルコト(工場委員會ヲ設立)
- 二 會社トシテ公認スルコト不可能ナルモ個人加入ハ從來通認ス
- 三 徹夜日曜出勤ニ對シテハ代休ヲ設ケルコト
- 四 徹夜ニ對シテ從來通尚第一第三日曜出勤ノ多ハ代休ヲ認ム
- 五 第一系勤務手当三分ノ一査定ハ出来得ル
- 六 第二系超時ヲ添フベク努力スル
- 七 元行ニ對スル辭職ニ對シテハ査見ス
- 八 其ノ時ノ事情ニ依リ他ノ方法ヲ考慮ス
- 九 職首者ニ對シテハ一月分ノ手当(三十日分)ヲ支給
- 一〇 給與規定通り考慮ノ余地ナシ
- 一一 解雇者ニ對シテ一月ノ手当半日ヲ一日ト訂正セラレタリ
- 一二 給與規定ニ通訂正ノ余地ナシ
- 一三 尚給與規定中第三系第四系ヲ加ヘ索引及代休ノ項ヲ設ケタリ
- 一四 第三系二負八面出ノ上九ノ区合ニ依リ索引スルコトヲ得
- 一五 但シ業務ノ都合ニ依リ期間内ト雖モ出勤ヲ命スルコトアルハシ

遺 孀

父母、養父母、継父母、配偶者、子、
 祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者父母、

第四系休ハ第一第三日曜日ニ臨時出勤ヲ命シタルモノニ限リ三十日以内ニ會社ノ都合依リ之ヲ與
 (ハルコトアルハシ)

記(二) 遺 書

一 系 本會社ニ負シテ退社シタル時ハ十五日以内ニ九ノ規定ニ従ヒ手當金ヲ拾與ス
 但シ不都合ノ行為アリテ懲戒解僱シタルトキハ此ノ限ニアラス

(以上)